

掛川市条例第15号

掛川市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市立学校設置条例の一部を改正する条例

掛川市立学校設置条例（平成17年掛川市条例第150号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
別表（第2条関係） 1・2 （略） 3 幼稚園	別表（第2条関係） 1・2 （略） 3 幼稚園
名 称	名 称
位 置	位 置
(略)	(略)
掛川市立千浜幼稚園	掛川市立千浜幼稚園
掛川市千浜5870番地	掛川市三俣239番地の <u>1</u>
掛川市立大坂幼稚園	掛川市三俣239番地の <u>1</u>
掛川市立睦浜幼稚園	掛川市三俣239番地の <u>1</u>
(略)	(略)

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。